

川崎市多摩区公告第27号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和8年 6月 12日

川崎市多摩区長 佐藤 直樹

（別紙は、公示期間経過後に削除いたします。）